

第108期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時



場所

徳島市寺島本町西1丁目61番地
JRホテルクレメント徳島 4F
クレメントホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

目次

■ 第108期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
■ 事業報告	14
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	40
■ 監査報告	43



郵送による議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットによる議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで

※ご出席株主様へのお土産の配布は
中止させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、なるべくご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。ご来場いただいた場合でも、発熱などの症状がある場合や当社の感染防止対策にご協力いただけない場合は、入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.awapaper.co.jp/>) においてお知らせいたします。

2022年6月3日

株 主 各 位

徳島市南矢三町三丁目10番18号
阿波製紙株式会社
取締役社長 三木康弘

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を講じたうえで開催させていただきますが、感染拡大防止の観点から、なるべくご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページの方法に従って2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 徳島市寺島本町西1丁目61番地
J Rホテルクレメント徳島 4F クレメントホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

ご出席株主様へのお土産の配布はございませんのでご了承ください。

3. 目的事項
報告事項

1. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①連結計算書類の「連結注記表」、②計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.awapaper.co.jp/>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.awapaper.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。 <hr/> 開催日時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)	 書面(郵送)で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 <hr/> 行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時15分到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 <hr/> 行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後5時15分入力完了分まで
---	--	---

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

高単日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対の場合 >> **【否】** の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対の場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対の候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

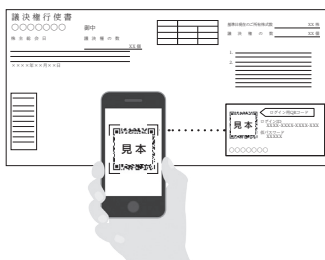
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

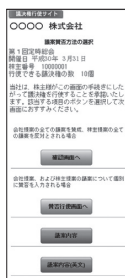
議決権行使書に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

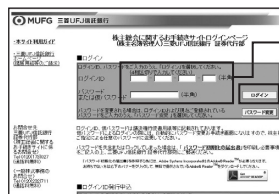
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

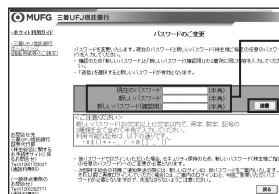
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 現行附則は効力が発生しており、削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第3章 株主総会 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附則 第1条 (商号) の変更は、平成29年10月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役6名(うち社外取締役2名)の選任をお願いするものであります。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	三木康弘	代表取締役社長 CEO CIO	再任
2	長尾浩志	取締役専務執行役員 CTO CPO	再任
3	三木富士彦	取締役上席執行役員東京支店長	再任
4	岡澤智	取締役上席執行役員 CFO	再任
5	松重和美	社外取締役	再任 社外 独立
6	國原惇一郎	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みきやすひろ 三木康弘 (1963年11月20日生) 再任	1992年10月 当社入社 1992年12月 当社代表取締役社長(現任) 1994年8月 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman(現任) 2003年4月 阿波製紙(上海)有限公司 董事長 2014年4月 阿波製紙(上海)有限公司 董事 2020年6月 CEO(最高経営責任者)、CIO(最高情報責任者) (現任) 2021年6月 DX推進担当(現任) (重要な兼職の状況) Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman 一般社団法人徳島ニュービジネス協議会 会長 一般社団法人徳島経済同友会 代表幹事	305,003株
[取締役候補者とした理由] 三木康弘氏は、当社において、常に高いビジョンを持ち、長年にわたり代表取締役として強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの成長と企業価値の向上に尽力しております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要であると判断し、取締役候補者となりました。			
2	ながおひろし 長尾浩志 (1957年11月16日生) 再任	1980年4月 当社入社 2002年4月 当社研究開発部長 2004年4月 当社執行役員研究開発部長 2005年4月 当社常務執行役員研究開発部長 2007年4月 当社執行役員生産管理部長 2008年4月 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Managing Director 2008年6月 当社取締役 2012年6月 当社取締役常務執行役員生産管理部長 2013年4月 阿波製紙(上海)有限公司 董事 2015年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 2020年6月 CTO(最高技術責任者)、CPO(最高購買責任者) (現任) 2021年6月 社長補佐 事業継続マネジメント・安全衛生マネジメント・品質マネジメント・環境マネジメント 担当(現任)	7,000株
[取締役候補者とした理由] 長尾浩志氏は、研究開発、生産分野に精通し、また海外子会社の社長経験を有しており、専務執行役員として生産部門、研究開発部門等幅広く統括し、当社グループの企業価値の向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	みき富士彦 (1965年12月31日生) <div style="text-align: center;">再任</div>	1997年10月 当社入社 1998年12月 当社取締役 2000年6月 当社取締役阿南工場長 2003年4月 当社取締役技術部長 2005年2月 阿波製紙(上海)有限公司 董事総経理 2011年4月 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director 2011年6月 当社取締役執行役員営業部長 2011年10月 阿波製紙(上海)有限公司 董事 2012年6月 当社取締役常務執行役員営業部長 2014年4月 阿波製紙(上海)有限公司 董事長 2014年4月 当社取締役常務執行役員国際事業部長 2018年6月 当社取締役上席執行役員フィルターメディア事業部長 2019年6月 当社取締役上席執行役員品質保証部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員東京支店長(現任) 2021年7月 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director(現任) (重要な兼職の状況) Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director	617,192株
<p>[取締役候補者とした理由] 三木富士彦氏は、当社および当社グループにおいて、長く海外事業分野に携わり豊富な経験と実績を有しており、モビリティ事業を統括する取締役として新規取引先の開拓などに取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者としました。</p>			
4	おがざわ 智 (1963年8月7日生) <div style="text-align: center;">再任</div>	1986年3月 当社入社 2008年10月 当社経営管理部長 2009年5月 阿波製紙(上海)有限公司 監事 2011年6月 当社執行役員経営管理部長 2012年6月 当社執行役員経営企画室長 2017年6月 当社取締役執行役員経営管理部長 2018年6月 当社取締役上席執行役員経営管理部長 2019年4月 当社取締役上席執行役員 2020年6月 CFO(最高財務責任者)(現任) 2021年2月 当社取締役上席執行役員経営管理部長 2022年4月 当社取締役上席執行役員(現任) リスクマネジメント・コンプライアンス・サステナビリティ担当(現任)	9,100株
<p>[取締役候補者とした理由] 岡澤智氏は、当社において、経理・財務・経営企画分野での豊富な経験と見識を有しており、管理部門を統括する取締役として経営管理体制の強化に取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。同氏が引き続き取締役の任にあたる必要があると判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	まつ しげ かず み 松 重 和 美 (1947年8月15日生) 再任 社外 独立	1975年 8 月 九州大学工学部助手 1990年 5 月 同大学工学部教授 1993年 3 月 京都大学大学院工学研究科電子工学専攻教授 1996年 7 月 同大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設長 2001年 4 月 同大学国際融合創造センター長 2002年 4 月 同大学工学研究科インテックセンターナノ工学 高等研究院長 2004年 4 月 同大学副学長 2005年 4 月 同大学国際イノベーション機構長 2012年 4 月 同大学名誉教授(現任) 龍谷大学理工学部特別任用教授 2012年 6 月 ニチコン株式会社社外取締役(現任) 2013年 4 月 四国大学・四国大学短期大学部学長(現任) 2016年 6 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 京都大学 名誉教授 四国大学・四国大学短期大学部 学長 ニチコン株式会社 社外取締役	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>松重和美氏は、大学教授として応用物理学、電気電子工学等の研究を続けるなかで培われた高い見識と大学の学長としての豊富な経験や他社の社外役員としての企業経営の知見や経験を有しております。引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、当該見識や経験を活かして、特に研究・技術開発について、専門的な助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しました。</p>			
6	くに はら じゅん いち ろう 國 原 惇 一 郎 (1947年4月23日生) 再任 社外 独立	1973年 4 月 蝶理株式会社入社 1998年 5 月 同社産地事業部門 業務企画室統轄部長 2001年 6 月 同社取締役審査部長 2002年 6 月 同社取締役経営政策室長 2004年 6 月 同社常務取締役 2005年 1 月 同社代表取締役常務 2006年 6 月 同社代表取締役専務 2008年 6 月 同社代表取締役副社長 2013年 6 月 同社相談役 2020年 6 月 当社取締役(現任)	一株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>國原惇一郎氏は、経営者として中期経営計画の策定や財務体質の強化・収益力の向上など企業統治・経営企画分野全般に携わるなかで培われた高い見識と豊富な経験を有しております。引き続き業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、当該見識や経験を活かして、特に経営管理全般について、助言・提言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者三木康弘氏は、Thai United Awa Paper Co.,Ltd.のChairman、取締役候補者三木富士彦氏は、同社のDirectorを兼務しており、当社と同社との間に営業上の取引関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松重和美氏および國原惇一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松重和美氏および國原惇一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって松重和美氏が6年、國原惇一郎氏が2年となります。
4. 当社は、松重和美氏および國原惇一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、松重和美氏および國原惇一郎氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏の間で本契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2022年8月に更改を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役内田善久氏および岸宏次氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役2名(うち社外監査役2名)の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位		
1	うちだよしひさ 内田善久	常勤監査役	再任	社外
2	しまうちやすひこ 島内保彦	—	新任	社外 独立

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株数 当社の株数
1	うちだよしひさ 内田善久 (1957年5月1日生) 再任 社外	1980年4月 株式会社阿波銀行入行 2006年6月 同行監査部長 2008年6月 同行経営管理部長 2009年6月 同行常勤監査役 2014年6月 阿波銀保証株式会社代表取締役社長 2018年6月 七福興業株式会社代表取締役社長 (現 七福トータルサポート株式会社) 2018年6月 当社監査役 2020年6月 七福トータルサポート株式会社取締役(非常勤) 2021年6月 当社常勤監査役(現任)	一株
<p>〔社外監査役候補者とした理由〕 内田善久氏は、金融機関で培われた高い見識に加え、監査役や企業経営者としての豊富な経験を有しており、引き続き外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、社外監査役候補者となりました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する株式の株数
2	しまうちやすひこ 島内保彦 (1962年5月17日生) 新任 社外 独立	1990年4月 第一東京弁護士会登録 1995年5月 徳島弁護士会登録換 2005年6月 ナイトライド・セミコンダクター株式会社 社外監査役(現任) 2010年6月 徳島信用金庫非常勤理事(現任) 2011年4月 島内法律事務所代表弁護士(現任) 徳島弁護士会会長 2013年4月 地方独立行政法人徳島県鳴門病院非常勤監事 (現任) (重要な兼職の状況) 島内法律事務所代表弁護士 徳島信用金庫非常勤理事 ナイトライド・セミコンダクター株式会社社外監査役 地方独立行政法人徳島県鳴門病院非常勤監事	500株
【社外監査役候補者とした理由】 島内保彦氏は、長年にわたる弁護士として培われた法務・コンプライアンスに関する専門的な知識や豊富な経験に加え、他社の社外監査役としての企業経営の知見や経験を有しており、外部の視点から当社経営を監査していただくことに適任と判断し、社外監査役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田善久氏および島内保彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 内田善久氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、島内保彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
5. 当社は、内田善久氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。また、島内保彦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております(ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。)。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は2022年8月に更改を予定しております。

(ご参考) 取締役および監査役のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認された場合、各取締役および各監査役が有する知見・経験は、次のとおりです。

	氏名	役員が有する知見・経験							
		企業経営	グローバル経営	製造技術 研究開発	ESG サステナビリティ	マーケティング 新事業創出	DX IT デジタル	財務 会計	コンプライアンス リスクマネジメント
取締役	三木 康弘	●	●		●	●	●	●	●
	長尾 浩志	●	●	●	●				●
	三木 富士彦		●		●	●			
	岡澤 智				●			●	●
	松重 和美			●	●	●	●		
	國原 惇一郎	●	●		●			●	●
監査役	内田 善久	●						●	●
	工藤 誠介							●	
	島内 保彦								●

(注) 上記は、取締役および監査役が有する全てのスキルを表すものではありません。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の普及などによる経済活動の本格的な再開の動きを受け回復基調となりましたが、変異株による感染再拡大の懸念や中国のゼロコロナ政策継続によるサプライチェーンの混乱に加えて、ウクライナ情勢悪化による原材料・燃料価格の更なる上昇が重なり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

自動車関連部品市場は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた前年比では回復が見られるものの、半導体をはじめとする部品不足による減産が長引き、緩やかな基調となりました。

一方水処理用分離膜市場は、半導体産業などの工業用プロセス水や家庭用飲料水用途の増加に加え、海水淡水化用途も回復しており、アジア・中東地域を中心に需要が堅調に推移しました。

このような事業環境下において、当社グループでは当期にスタートしました第3次中期経営計画「Awa Breakthrough Plan」のもと、基盤事業の拡大と強化および新事業の創出に向けた活動やDXによる労働生産性向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高については、前連結会計年度より大きく回復いたしましたが、物流の混乱による輸送費の増加や原材料・燃料価格上昇の影響を受けました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高15,023百万円(前年同期比2,471百万円増、19.7%増)、営業利益269百万円(前年同期は営業損失153百万円)、経常利益275百万円(前年同期は経常損失114百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益282百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失444百万円)となりました。

当連結会計年度の主要な品目別売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

品目の名称	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額 (百万円)	前連結会計年度比 (%)
自動車関連資材	7,845	118.5
水処理関連資材	5,920	124.0
一般産業用資材	1,256	109.0
合計	15,023	119.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は、291百万円であります。
その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社阿南事業所 生産設備の改造等

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達状況

経常的な資金調達のみで、特記すべき資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 105 期 (2019年3月期)	第 106 期 (2020年3月期)	第 107 期 (2021年3月期)	第 108 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	16,158	15,353	12,551	15,023
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	36	△33	△444	282
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	3.65	△3.37	△44.59	28.34
総 資 産 (百万円)	16,627	16,840	15,739	15,534
純 資 産 (百万円)	6,462	6,633	6,101	6,373
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	475.18	475.31	423.73	450.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第108期より「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 105 期 (2019年 3 月期)	第 106 期 (2020年 3 月期)	第 107 期 (2021年 3 月期)	第 108 期 (当 事 業 年 度) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	12,935	11,788	9,761	11,593
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	171	△306	△578	435
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	17.20	△30.71	△57.95	43.62
総 資 産 (百万円)	12,794	12,765	12,078	12,072
純 資 産 (百万円)	4,229	3,861	3,303	3,722
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	420.58	382.62	326.71	368.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第108期より「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Thai United Awa Paper Co.,Ltd.	タイ国	341,250千バーツ	48.7%	エンジン用濾材、鉛蓄電池用セパレータ原紙などの製造および販売

(注) 連結子会社でありました阿波濾材（上海）有限公司は、2021年9月17日付で清算終了したため連結の範囲から除外しております。清算までの期間に係る損益につきましては、連結損益計算書に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、長期化する中国のゼロコロナ政策がサプライチェーンの混乱に拍車をかけ、ウクライナ情勢の緊迫化によるエネルギー価格や原材料等調達コストの急騰、日米の金利格差と経済回復が見通せない日本のwithコロナ政策への嫌気に伴う急激な円安進行が重なり、先行きの不透明感が強まっております。自動車関連資材の需要は回復基調にあるものの、世界経済の混乱を受け生産の調整が続いております。水処理関連資材においては、アジア・中東地域を中心に需要が堅調に推移する中で、今後も厳しい競争の継続が予想されます。

当連結会計年度は第3次中期経営計画「Awa Breakthrough Plan」の初年度であり、売上高は目標を上回り15,023百万円（目標対比323百万円増）となったものの、営業利益は物流の混乱による輸送費の増加や原材料・燃料価格上昇の影響を受け目標を下回り269百万円（目標対比91百万円減）、総資産経常利益率(ROA)は1.8%（目標値2.1%）となりました。

引き続き当社グループは以下の事項を主要な課題として認識し、今後の事業展開を図ってまいります。

① 基盤事業の強化と収益構造の改善

基盤事業である水処理関連資材については、伸びていく市場に対し高品質と安定供給により競争力優位を更に高めるため、生産力増強と営業力の強化を行ってまいります。自動車関連資材のエンジン用濾材については、高付加価値商品の生産に注力し安定供給が可能な生産体制を構築すると共に、グループ全体での購買活動の効率化と調達先の多様化を推進し、収益構造の改善に努めてまいります。

② 新事業の創出

自動車における動力源の電動化や電子機器の小型化・高性能化、居住空間におけるエネルギー効率の最大化に向けたサーマルマネジメント課題の要求を受け、当社では断熱・熱伝導などの機能をもつサーマルマネジメント材料「M-thermo」の開発、ラインナップの拡充を進めるとともに販売先の開拓に努めてまいります。

また、水資源問題が世界的に深刻化する昨今、水のリサイクル利用で水資源の保全と有効活用に貢献する廃水処理装置「M-fine」のグローバル展開を進めるとともに、新たにM-fineメンテナンスサービスを開始し、付加価値の向上に努めてまいります。

③ アライアンスの戦略的活用

戦略的なアライアンスによる中核商品の事業基盤強化、コーポレートベンチャーキャピタル等の活用により、当社の技術と異業種・異分野がもつ技術の融合を図り、新事業創出および事業拡大に取り組んでまいります。

④ ブランド力の強化と展開

基盤事業である水処理関連資材の主力ブランド「PURELY」とコーポレートブランドのグローバル市場での更なる価値向上を図るため、高品質の追求や商品ラインナップの拡充に取り組んでまいります。また、新事業に向けたブランドである「M-fine」「M-thermo」「CARMIX」の効果的展開を図るため、マーケティング活動の強化と市場ニーズに合致した商品開発を行い、ブランドの認知拡大に努めてまいります。

加えて新たに導入したデジタルツール等を活用し、積極的な情報提供や営業活動を行うと共に、ステークホルダーとの接点を強化し、長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

⑤ 生産性カイカクとDXの推進

収益構造の改善と資本効率の向上を目的とし、間接業務の合理化・省力化、業務プロセスの見直しを進めており、生産工程においてはIoTの活用や改善活動のレベル向上によりコスト競争力強化に取り組んでまいります。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、営業の業務プロセスや顧客接点の変革、定型作業の自動化等による業務全般の更なる効率化を図ると同時に、持続的成長を支える人財の確保と育成を強化し、人財の高度化を図ることで効率的な経営資源の活用と経営基盤の強化に努めてまいります。

⑥ サステナビリティの推進

当社は持続可能な社会の実現と利益追求の両立を目指し、優しい素材を使い、優しい機能を提供し、優しい社会を考え、事業目標を設定し達成を目指してまいります。

2021年度より、CO₂削減へのチャレンジ、EV・水素社会に向けた技術革新、安全な水の普及と水資源の有効活用、資源循環の推進、働き方改革の推進等を方針に掲げ活動を行っております。今後も、社員一人一人の日々の活動がサステナブルな社会の実現につながるという意識を共有してまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、中間配当および期末配当ともに誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきます。収益力の向上を図り、早期の復配を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主要製品
機能紙・不織布の開発、製造・販売	エンジン用濾材 クラッチ板用摩擦材原紙 分離膜用湿式不織布

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社・徳島工場	徳島県徳島市
小松島工場	徳島県小松島市
阿南事業所	徳島県阿南市
東京支店	東京都中央区

② 子会社

名称	所在地
Thai United Awa Paper Co.,Ltd.	タイ国

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
642名 (23名)	7名減 (6名増)

(注) 使用人数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(再雇用者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
417名 (13名)	6名減 (1名減)	40.7歳	18.4年

(注) 使用人数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(再雇用者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社阿波銀行	1,238百万円
株式会社みずほ銀行	867百万円
株式会社三菱UFJ銀行	847百万円
株式会社徳島大正銀行	645百万円

② 当社の借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社阿波銀行	1,238百万円
株式会社みずほ銀行	867百万円
株式会社三菱UFJ銀行	847百万円
株式会社徳島大正銀行	645百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 28,800,000株
- ② 発行済株式の総数 10,172,676株 (自己株式193,932株を含む。)
- ③ 株主数 2,846名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 徳 応 舎	2,020	20.24
三 木 産 業 株 式 会 社	1,046	10.48
株 式 会 社 日 伸	800	8.02
三 木 富 士 彦	617	6.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	508	5.09
三 木 康 弘	305	3.06
株 式 会 社 阿 波 銀 行	296	2.98
株 式 会 社 マ ー レ フ ィ ル タ ー シ ス テ ム ズ	291	2.92
東 京 濾 器 株 式 会 社	288	2.89
丸 紅 株 式 会 社	220	2.21

(注) 持株比率は、自己株式 (193,932株) を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
第1回新株予約権 (2016年6月28日)	2,210個	普通株式 22,100株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2016年7月30日から 2036年7月29日まで	1,886個 (3名)
第2回新株予約権 (2017年6月27日)	2,070個	普通株式 20,700株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2017年8月1日から 2037年7月31日まで	1,933個 (4名)
第3回新株予約権 (2018年6月27日)	1,995個	普通株式 19,950株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2018年8月1日から 2038年7月31日まで	1,863個 (4名)
第4回新株予約権 (2019年6月26日)	2,772個	普通株式 27,720株	新株予約権と引 き換えに払い込 みは要しない	10円	2019年8月1日から 2039年7月31日まで	2,772個 (4名)

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
 2. 新株予約権の目的となる株式の数は1個あたり10株であります。
 3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
 イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものといたしております。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものといたしております。
 ロ. その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものといたしております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	三 木 康 弘	CEO (最高経営責任者)、CIO (最高情報責任者) DX推進担当 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Chairman 一般社団法人徳島ニュービジネス協議会 会長
取 締 役	長 尾 浩 志	専務執行役員 CTO(最高技術責任者)、CPO (最高購買責任者) 社長補佐 事業継続マネジメント・安全衛生マネジメント・品質マネジメント・環境マネジメント担当
取 締 役	三 木 富 士 彦	上席執行役員 東京支店長 Thai United Awa Paper Co.,Ltd. Director
取 締 役	岡 澤 智	上席執行役員 CFO (最高財務責任者) 経営管理部長 リスクマネジメント・コンプライアンス担当
取 締 役	松 重 和 美	京都大学 名誉教授 四国大学・四国大学短期大学部 学長 ニチコン株式会社 社外取締役
取 締 役	國 原 惇 一 郎	
常 勤 監 査 役	内 田 善 久	
監 査 役	岸 宏 次	岸宏次税理士事務所 所長
監 査 役	工 藤 誠 介	税理士法人ひまわり会計事務所 代表社員 渦潮監査法人 代表社員 ニホンフラッシュ株式会社 取締役 (監査等委員) 株式会社デンタス 社外監査役

- (注) 1. 取締役松重和美氏および國原惇一郎氏は、社外取締役であります。また、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役内田善久氏および岸 宏次氏ならびに工藤誠介氏は、社外監査役であります。また、当社は、岸 宏次氏および工藤誠介氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役岸 宏次氏は、税理士の資格を有し、監査役工藤誠介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ① 取締役三木富士彦氏は、2021年6月25日付で上席執行役員 CQO 品質保証部長から上席執行役員 東京支店長に、7月30日付でThai United Awa Paper Co.,LtdのDirectorに就任いたしました。
 - ② 監査役吉井康夫氏は、2021年6月25日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - ③ 監査役内田善久氏は、2021年6月24日付で七福トータルサポート株式会社取締役を退任し、2021年6月25日付で、常勤監査役に選定され就任いたしました。
 - ④ 工藤誠介氏は、2021年6月25日開催の第107期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
5. 当事業年度後の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ① 取締役三木康弘氏は、2022年5月25日付で一般社団法人徳島経済同友会の代表幹事に就任いたしました。
 - ② 取締役岡澤 智氏は、2022年4月1日付で上席執行役員 CFO 経営管理部長から上席執行役員 CFO となりました。
6. 2021年6月25日開催の第107期定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として孝志洋平氏が選任されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険の被保険者の範囲は、当社取締役・監査役および執行役員であり、被保険者が、その業務につき行った行為に起因して損害賠償請求されたことにより被る損害を当該保険によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを認識しながら行為を行った場合等を除く。）。保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、経営理念に沿って、継続的な企業価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの動機づけとしてふさわしいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の現金報酬とする。基本報酬の金額は、業績の結果および予想、役位、職責を基に、業界や同規模の他社の水準、社会情勢等を総合的に勘案して決定する。

c. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、業務執行を担う取締役に株式報酬型ストック・オプションを原則として毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて、取締役会において決定する。

d. 基本報酬の額および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同規模の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬を8割以上とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額については、取締役会の決議により全ての権限を委任された代表取締役および独立社外取締役が協議の上で決定する。

また、上記方針は、取締役会の決議に際し、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役の意見を聴取した上で作成し、決定しております。

ロ. 監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する事項

監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定については、監査役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

監査役の報酬は監査役の独立性の確保の観点から、業績に左右されるものではなく、監査

役会において、常勤・非常勤の別、取締役の報酬の水準等を勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2008年6月30日開催の第94期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

また、年額240百万円の内枠で、2021年6月25日開催の第107期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内（社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名です。

監査役の報酬限度額は、2008年6月30日開催の第94期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長三木康弘氏および独立社外取締役松重和美氏、國原惇一郎氏に対し、各取締役の基本報酬額の決定を委任しております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の役割や業務執行等について評価を行うには、業務執行を統括する代表取締役社長および独立社外取締役による協議の上で決定することが適していると判断したためです。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、業績と各役員の役割と責務等の多面的な観点からの協議により決定がされたこと、および取締役の個人別の報酬等の内容に関する方針と整合していることの報告を受け、協議の内容を確認した上で、個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しました。

ホ. 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (うち社外取締役)	85,800千円 (4,560千円)	85,800千円 (4,560千円)	— (—)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	16,260千円 (13,560千円)	16,260千円 (13,560千円)	— (—)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	102,060千円 (18,120千円)	102,060千円 (18,120千円)	— (—)	10名 (5名)

(注) 1. 上表には、2021年6月25日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役松重和美氏は、京都大学名誉教授および四国大学・四国大学短期大学の学長ならびにニチコン株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と両大学および同社との間には、特筆すべき関係はありません。
- ・監査役岸 宏次氏は、岸宏次税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には、特筆すべき関係はありません。
- ・監査役工藤誠介氏は、税理士法人ひまわり会計事務所および渦潮監査法人の代表社員であります。また、ニホンフラッシュ株式会社の取締役（監査等委員）および株式会社デンタスの社外監査役を兼務しております。両法人および両社と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
松 重 和 美 (取 締 役)	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席いたしました。取締役会では、大学教授として培われた高い見識と大学の学長としての組織運営、地域貢献等の経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、積極的に意見を述べており、監督機能を果たしております。また研究・技術開発に関する審議および協議では、専門的な立場から、助言・提言等があり、重要な役割を担っております。
國 原 惇 一 郎 (取 締 役)	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席いたしました。取締役会では、経営者としての高い見識と豊富な経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、積極的に意見を述べており、監督機能を果たしております。特に中期経営計画などの企業戦略に関する審議および協議では、豊富な経験から、当社の改善課題に対する有益な助言・提言等があり、重要な役割を担っております。

ハ. 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
<p>内 田 善 久 (常 勤 監 査 役)</p>	<p>当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回全てに出席し、主に当社とは利害関係のない見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち14回全てに出席し、常勤監査役として適切な意見の表明がありました。</p>
<p>岸 宏 次 (監 査 役)</p>	<p>当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回出席し、主に当社とは利害関係のない見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち13回出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。</p>
<p>工 藤 誠 介 (監 査 役)</p>	<p>2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催した10回の取締役会のうち10回全てに出席し、主に当社とは利害関係のない見地から経営全般に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、2021年6月25日就任以降、当事業年度に開催した10回の監査役会のうち10回全てに出席しており、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明がありました。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 連結子会社につきましては、現地にて公認会計士または監査法人に相当する資格を持った者により監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の基本方針

当社は、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり取締役会において決議しております。

すべての阿波製紙グループの役員・使用人は、経営理念を規範として以下の方針に基づき行動することを宣言します。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、社会規範・道徳・良心そして法令などの遵守により公正かつ適切な経営を行う。
 - ロ. 当社の役員は、この実践のため品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程に従い、阿波製紙グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。

- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、品質方針、環境方針、企業倫理規範、その他当社の定める規程の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
 - ロ. 阿波製紙グループの役員・使用人は阿波製紙グループ各社における重大な法令違反を発見した場合は、代表取締役、監査役、総務部担当役員または内部監査室に報告するものとする。総務部担当役員または内部監査室は、当該報告された事実についての調査を行い、コンプライアンス委員会による協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。

- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。

- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処する。
 - ロ. 組織横断的リスク状況の監視・全社的対応は総務部を主管部署とし、経営管理部他関連部署と連携して行う。
 - ハ. 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務権限に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
 - ロ. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、稟議規程、職務権限規程に定める手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
 - ハ. 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務権限に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
 - ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の事業状況、財務状況、その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は経営管理部を主管部署とし、海外事業関連部署と連携してグループ会社の運営・財産・損益に多大な影響を及ぼす事象が発生していないか定期的にモニタリングを行う。
 - ニ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は3事業年度を期間とする連結ベースの中期経営計画及び各グループ会社ごとの年度事業計画を策定し、当該計画を具体化するため、当社において進捗状況の管理を行う。
 - ホ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社はグループ会社へ取締役を派遣し、業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、阿波製紙グループ各社に対する内部監査の実施または統括を行う。監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助する者として、必要に応じて、当社の使用人から監査役付を配置する。
- ロ. 監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の人事に関する事項の決定は、監査役の同意を必要とする。
- ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- イ. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況、内部統制システムの整備・運用状況の報告を行う。
- ロ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当事業の報告を求めた場合、または監査役が阿波製紙グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ロ. 当社の内部監査室及び総務部は定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンスの現状について報告する。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、前号の報告に関連する部署の担当者に対し、対応上必要な場合を除き通報者・通報事項・調査内容等を他に一切開示しないこと及び違反した場合の就業規則上の処分について周知徹底を図る。
- ⑪ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求した場合は、当社は監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、その費用を負担する。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役の半数以上は社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な監査が実施できる体制とする。
 - ロ. 監査役と代表取締役との間で定期的な意見交換を行う。
 - ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用する。
- ⑬ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- 金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。
- ⑭ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を持たない経営姿勢を堅持する。
 - ロ. 反社会的勢力及び団体からの不当要求等に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携のもと、毅然とした態度で組織的に対応する。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するための体制に基づき、社内体制を整備するとともに適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要については、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行および効率性の確保について

当社の取締役会は、取締役会規程に基づき法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、コーポレートガバナンス方針に沿って運営しております。また、社内取締役と執行役員で構成する経営会議において業務執行に関する重要課題を討議し、経営の諸課題に迅速に対応しております。

社外取締役は、監査役と適宜連携し情報の共有を図るとともに、取締役会において審議の活性化や経営監督機能の強化に努めております。

② リスク管理体制について

当社は、取締役会の下部組織としてリスクマネジメント委員会を設け、想定されるリスクの発生頻度や重要度を考慮のうえ、優先して対処すべき重要リスク等に対するグループ一体となった取り組み状況について、定期的に取締役会に報告しております。

特に新型コロナウイルス感染症対策として、社内で独自のガイドラインを定め、ワクチンの職域接種など感染予防対策を徹底したほか、気候変動・災害等におけるBCP対応にも注力いたしました。また、原材料の高騰や物流の混乱など経済環境が激変するなか、海外子会社を含むグループ全体のリスク管理の強化に努めております。

③ コンプライアンス体制について

当社は、取締役会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設け、重要課題の検討と対策を決定し、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の強化を図るためコンプライアンス情報を年5回発信し、関係法令等の研修など法令遵守の啓蒙に努めるとともに、法令および社内規程等に違反する行為の早期発見と是正のため内部通報制度を整備し、全従業員に周知徹底を図っております。

④ 子会社の業務の適正確保体制について

当社の子会社は、関係会社管理規程に基づき、事業計画等の重要な事項について定期的に当社に報告を行うほか、当社取締役が子会社の取締役に就任し、子会社のガバナンス強化に努めております。

所管部署は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事象等について定期的にモニタリングを行っているほか、内部監査室による子会社の監査を定期的実施しております。

⑤ 監査役監査の実効性確保体制について

当社は、監査役が取締役会や経営会議等の重要な会議へ出席し、取締役の意思決定および職務の執行状況を監視検証できる体制としており、監査役の職務の補助者として内部監査室と兼任の補助使用人1名を配置しております。

監査役は、内部監査室より定期的に監査結果の報告を受けるほか、代表取締役と年2回定期的会合を行うなど、監査役監査の実効性を確保しております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率等につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,498,779	流 動 負 債	5,143,863
現金及び預金	555,892	買掛金	1,308,821
受取手形及び売掛金	2,874,083	電子記録債務	1,385,348
電子記録債権	250,632	短期借入金	925,400
商品及び製品	905,785	1年内返済予定の長期借入金	684,696
仕掛品	766,457	未払法人税等	15,217
原材料及び貯蔵品	1,110,787	賞与引当金	196,439
その他	71,256	その他	627,939
貸倒引当金	△36,117	固 定 負 債	4,018,029
固 定 資 産	9,036,140	長期借入金	2,783,098
有 形 固 定 資 産	8,307,748	リース債務	20,019
建物及び構築物	3,067,037	再評価に係る繰延税金負債	373,873
機械装置及び運搬具	1,991,061	退職給付に係る負債	839,903
土地	2,723,049	資産除去債務	1,135
リース資産	38,099	負 債 合 計	9,161,893
建設仮勘定	171,709	純 資 産 の 部	
その他	316,791	株 主 資 本	3,456,085
無 形 固 定 資 産	7,714	資本金	1,385,137
投 資 そ の 他 の 資 産	720,676	資本剰余金	1,375,899
投資有価証券	171,866	利益剰余金	809,709
繰延税金資産	143,469	自己株式	△114,661
その他	406,339	その他の包括利益累計額	1,037,096
貸倒引当金	△1,000	その他有価証券評価差額金	△31,787
資 産 合 計	15,534,919	土地再評価差額金	836,565
		為替換算調整勘定	232,319
		新 株 予 約 権	43,699
		非 支 配 株 主 持 分	1,836,144
		純 資 産 合 計	6,373,026
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,534,919

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		15,023,034
売上原価		12,409,916
販売費及び一般管理費		2,613,117
営業外収益		2,343,723
営業外費用		269,393
受取利息及び配当金	4,684	
為替差益	44,304	
補助成金収入	43	
保険解約返戻金	31,901	
その他	32,356	113,290
営業外費用		
支払利息	35,066	
投資事業組合運用損	59,170	
その他	12,734	106,971
経常利益		275,712
特別利益		
固定資産売却益	4,027	4,027
特別損失		
固定資産売却損	83	
固定資産除却損	11,517	11,601
税金等調整前当期純利益		268,138
法人税、住民税及び事業税	37,591	
法人税等調整額	△128,839	△91,248
当期純利益		359,386
非支配株主に帰属する当期純利益		76,563
親会社株主に帰属する当期純利益		282,823

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,385,137	1,375,899	526,886	△114,661	3,173,262
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			282,823		282,823
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	282,823	-	282,823
当 期 末 残 高	1,385,137	1,375,899	809,709	△114,661	3,456,085

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△15,109	836,565	233,594	1,055,050	43,699	1,829,349	6,101,361
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							282,823
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△16,678		△1,275	△17,953		6,794	△11,158
当 期 変 動 額 合 計	△16,678	-	△1,275	△17,953	-	6,794	271,664
当 期 末 残 高	△31,787	836,565	232,319	1,037,096	43,699	1,836,144	6,373,026

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,598,341	流 動 負 債	4,383,138
現金及び預金	195,145	買掛金	884,380
受取手形	11,527	電子記録債権	1,385,348
電子記録債権	250,632	短期借入金	651,000
売掛金	2,251,276	1年内返済予定の長期借入金	684,696
商品及び製品	804,878	リース債務	24,906
仕掛品	634,075	未払金	347,596
原材料及び貯蔵品	453,138	未払費用	84,813
前払費用	10,999	未払法人税等	12,149
その他	22,785	賞与引当金	196,439
貸倒引当金	△36,117	その他	111,808
固 定 資 産	7,474,559	固 定 負 債	3,967,335
有 形 固 定 資 産	5,847,583	長期借入金	2,783,098
建物	2,310,534	リース債務	20,019
構築物	45,771	再評価に係る繰延税金負債	373,873
機械及び装置	716,792	退職給付引当金	789,209
車両運搬具	4,681	資産除去債務	1,135
工具、器具及び備品	63,397	負 債 合 計	8,350,474
土地	2,523,533	純 資 産 の 部	
リース資産	34,426	株 主 資 本	2,873,949
建設仮勘定	148,445	資本金	1,385,137
無 形 固 定 資 産	7,359	資本剰余金	1,375,899
ソフトウェア	4,010	資本準備金	1,375,899
その他	3,348	利益剰余金	227,573
投資その他の資産	1,619,616	利益準備金	82,474
投資有価証券	171,866	その他利益剰余金	145,099
関係会社株式	908,039	別途積立金	403,000
関係会社出資金	261,824	繰越利益剰余金	△257,900
繰延税金資産	134,408	自 己 株 式	△114,661
保険積立金	118,835	評価・換算差額等	804,777
その他	25,642	その他有価証券評価差額金	△31,787
貸倒引当金	△1,000	土地再評価差額金	836,565
資 産 合 計	12,072,900	新株予約権	43,699
		純 資 産 合 計	3,722,426
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,072,900

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,593,524
売上原価	9,570,191
販売費及び一般管理費	2,023,332
営業利益	1,898,482
営業外収益	124,849
受取利息及び配当金	61,570
為替差益	7,880
保険解約返戻金	31,901
その他収入	43
営業外費用	42,652
支払利息	28,847
投資事業組合運用損	59,170
その他	7,147
経常利益	95,165
特別利益	173,732
関係会社清算益	164,534
特別損失	164,534
固定資産除却損	11,517
税引前当期純利益	11,517
法人税、住民税及び事業税	326,749
法人税等調整額	25,891
当期純利益	△134,408
	△108,516
	435,266

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,385,137	1,375,899	1,375,899	82,474	403,000	△693,166	△207,692	△114,661	2,438,683
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						435,266	435,266		435,266
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	435,266	435,266	-	435,266
当 期 末 残 高	1,385,137	1,375,899	1,375,899	82,474	403,000	△257,900	227,573	△114,661	2,873,949

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△15,109	836,565	821,456	43,699	3,303,838
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					435,266
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△16,678		△16,678		△16,678
当 期 変 動 額 合 計	△16,678	-	△16,678	-	418,587
当 期 末 残 高	△31,787	836,565	804,777	43,699	3,722,426

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

阿波製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 誉一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智 慶太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阿波製紙株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阿波製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

阿波製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 誉一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 越智 慶太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阿波製紙株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

阿波製紙株式会社 監査役会

常勤社外監査役 内田 善久 ⑩

社外監査役 岸 宏次 ⑩

社外監査役 工藤 誠介 ⑩

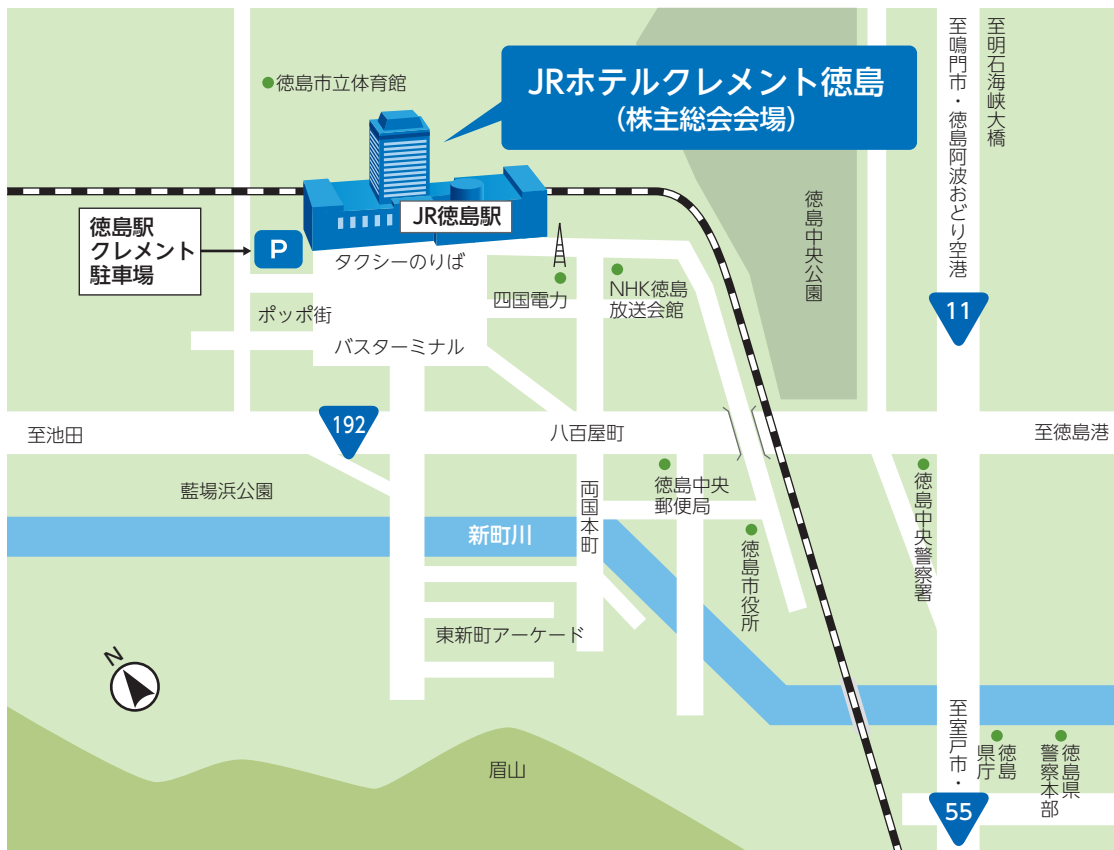
以上

株主総会会場 ご案内図



会場

徳島市寺島本町西1丁目61番地
JRホテルクレメント徳島 4F クレメントホール
TEL 088-656-3111 (代表)



交通 JR徳島駅直結



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。